

名古屋港管理組合設計変更事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 設計変更とは名古屋港管理組合財務規則第160条第1項及び第161条の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5の規定により、契約変更の手続きの前に当該設計変更をあらかじめ受注者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3 設計変更は、名古屋港管理組合工事請負契約約款及び名古屋港管理組合委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- キ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ク 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

2 前項の語句の定義

(1) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業をいうものとする。

(2) 前項(1)ウについて

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の

要望を含むものとする。

(3) 前項 (3) について

本項は、設計額と契約額との差額（いわゆる執行残）、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果、或いは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。

なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異ならないものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の 30 パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く）の場合

なお、30 パーセントという範囲は、契約変更が 2 回、3 回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

ただし、30 パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

(設計変更の手続)

第5 設計変更の通知ははその必要が生じた都度、該当工事施工前までに行わなければならない。

2 名古屋港管理組合工事請負契約約款 19 条及び名古屋港管理組合委託契約約款 18 条に基づく受注者から施工条件確認の請求があった場合は、変更内容について庁内調整が整った結果を、受注者に対し、打合簿にて変更内容及び概算金額を記載し、調査結果を通知するものとする。

3 名古屋港管理組合工事請負契約約款 20 条及び名古屋港管理組合委託契約約款 19 条に基づく発注者からの変更については、変更内容について庁内調整が整った結果を、受注者に対し、打合簿にて変更内容及び概算金額を記載し通知するものとする。

(契約変更の手続)

第6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、次に掲げる (1) から (3) のいずれかの条件を満たす設計変更、又は (4) から (6) の条件を全て満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの。

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。

(3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）。

(4) 工種（レベル 2）（営繕工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更。

(5) 工事において当初設計金額が 9,000 万円未満において、変更後の金額が 9,000 万円未満の場合のもの。

(6) 工事において当初設計金額が 9,000 万円以上、4 億円未満において、変更後の金額の増減が 10%未満かつ 4 億円未満の場合のもの。

- 2 契約変更に伴う工事変更施行上申書に記載する変更理由には、本要領第 3 の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が 2 以上となる場合も同様とする。）。

（議会の議決に付議すべき契約（議決案件）の契約変更の手続）

- 第 7 議会の議決に付議すべき契約（議決案件：工事予定価格 4 億円以上）について、設計変更を要する事実が発生した場合には、変更見込金額に係わらず、速やかに関係課と協議を開始し、書面にて協議記録を整える。

また、手続きにあたっては、変更協議書【別紙 1】、設計変更チェック表【別紙 2】を作成する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとする。

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行するものとする。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとする。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

注 1) 建設課は原本を保存、現場事務所ではコピーを保存すること
注 2) 決裁後、会計課・建設課に供覧すること (決裁時には消去すること)

別紙 1

建設部長	次長	供覧					
		会計課・建設課					
		担当課長 (工事契約担当)	課長補佐	工事契約担当 係長			
回議日チェック							
技術課	建設課(管理担当)			建設課			
技術課長	担当課長 (管理担当)	課長補佐 (管理担当)	経理係長	建設課長 (or) 担当課長 (施設担当)	課長補佐	設計第一係長 (or) 第二係長・担 当係長	技術第一・二 係長(or) 第三係長
回議日チェック							

変更協議書(契約内容の変更について)
【予定価格4億円以上の議決案件工事用】

令和 年 月 日

建設課長様
担当課長(施設担当)様

建設事務所長
担当課長(施設工事担当)
担当課長(建築担当)
担当課長(運河河川管理担当)

年 月 日付けで契約を締結した工事について、下記のとおり契約内容の変更を行う必要がありますので、
よろしくお取り計らい下さい。

記

工事番号
工事名 ○○○○○○○工事
受注者 ○○○○○○○
変更理由 ○○○○○○○のため
原工期 自 令和○○年○○月○○日
 至 令和○○年○○月○○日
変更による工期 自 令和○○年○○月○○日
 至 令和○○年○○月○○日
変更概算金額 ¥○○○○○○○. 一増額
変更概要
 ○○○工 延長○○m→延長○○m
 ○○○工 面積○○㎡→面積○○㎡
 ○○○工 1 式 変更による追加
その他説明資料
 ○○工平面図(変更図面 2-1)、写真等

設計変更チェック表（議決案件について適用）

工 事 件 名		〇〇〇整備工事					
確 認 項 目		現場事務所 工事担当者 (チェック)	主任 監督員 (チェック)	総括 監督員 (チェック)	工事 課長 (チェック)	管理 課長 (チェック)	技術管理 課長 (チェック)
1	契約変更は議決案件又は議会報告か	☐ 議決案件 ☐ 議会報告	☐	☐	☐	☐	☐
2	施工条件確認請求書は受理しているか ※契約約款 19 条による場合のみ記載	☐ 受理	☐	☐	☐	☐	☐
3	設計変更として妥当か(別途契約の検討の余地など)、適切な変更内容であるか	☐ 確認済	☐	☐	☐	☐	☐
4	当該工事で既に契約変更を実施したか	☐ 実施 (回) ☐ 初回	☐	☐	☐	☐	☐
5	変更内容は軽微な変更か ※軽微な変更：名古屋港管理組合建設部設計変更事務取扱要領第 6 条に関わるもの	☐ 該当 ☐ 非該当	☐	☐	☐	☐	☐
確認者		印	印	印	印	印	印
確認日		/	/	/			

変更見込額が、当初契約金額の 30 パーセントを超える場合

確認者（建設部長）	印
確認日	/

注 1）該当する欄（□）にチェック（✓）を記入する。

注 2）工事担当者はチェックに必要な根拠資料を添付する。

注 3）設計変更チェック表は変更協議書と合わせて回議する。

注 4）その他、特に記載が必要な事項については備考欄に記入する。

（特例措置又はインフレスライドがある場合は、その旨記入する事）

<備考>

<参考>

議会の議決に付議すべき契約（議決案件）の契約変更

当初設計金額	変更後	議会対応
9,000 万円以上 4 億円未満	変更後の契約金額が 4 億円以上	議決案件
4 億円以上	契約金額の増額が 10%以上 または 5,000 万円以上	
	契約金額の増額が 10%未満 かつ 5,000 万円未満	議会報告